

【本邦研修】

第1回バングラデシュ法制度整備支援研修

国際協力部教官

石田正範

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、独立行政法人国際協力機構（JICA）のバングラデシュ国別研修に協力し、平成29年12月3日（日）から同月16日（土）までの間（移動日を含む。）、バングラデシュ法律・司法・国会担当省¹のクルスム・ウメイ法務・司法局長ら同省等で勤務する裁判官²15名を対象として、大阪及び東京において、第1回バングラデシュ法制度整備支援研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本研修は、バングラデシュに対する法制度整備支援として初めての本邦研修であるため、実施に至った経緯、研修の概要等を紹介したい。

第2 本研修の実施に至った経緯

1 バングラデシュは人口約1億5000万人を超える大国で、日本との関係も極めて良好である³上、近年は、経済的にも繊維産業を中心に高い経済成長を遂げ、進出する日本企業の数も急増するなどしており、地政学的にも日本にとって重要な国であるが、従前バングラデシュへのガバナンス分野での支援は、行政能力強化に向けた支援が中心であり、法制度整備支援は実施していなかった。しかし、平成25年に改訂された日本政府の「法制度整備支援に関する基本方針」においてバングラデシュが法制度整備支援の重点対象国の一つに加えられたほか、平成26年には日本とバングラデシュとの間で、「包括的パートナーシップ」が立ち上げられ、「文化・人的交流の促進」がその柱の一つとして掲げられるなど、同国に対する法制度整備支援を開始する機運が高まった。

2 そこで、当部でも、平成25年度からバングラデシュに対する法制度整備支援の開始を検討し始め、外部専門家への調査委託⁴、関係者を講師に招いての勉強会、当部教

¹ 日本の法務省に相当。

² バングラデシュの法曹制度は、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）発行の「ICCLC・NEWS第44号」に詳述されているが、同国の裁判官は Bangladesh Judicial Service（BJS）という職分で採用され、裁判所で裁判官として勤務することもあれば、人事異動の一環として、法律・司法・国会担当省等の行政官庁で行政官として勤務することもある。本研修の研修員15名も、将来的には裁判所で裁判官として裁判を担当する可能性があるとのことである。

³ バングラデシュは世界的な親日国であり、2015年の国連安保理非常任理事国選挙に際しても、自国の立候補を取り下げ、日本を支持した。

⁴ 各調査委託の結果は当省ホームページを参照されたい（「バングラデシュにおける司法制度（浅野宣之大阪大谷大学教授（当時）」（<http://www.moj.go.jp/content/001144525.pdf>）、「バングラデシュの基本法制に関する調査研究（栗津卓郎弁護士）」（<http://www.moj.go.jp/content/000123990.pdf>）、「バングラデシュ法制度調査報告書（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）」（<http://www.moj.go.jp/content/001144523.pdf>））。

官による同国出張等を通じて、同国の法・司法分野に関する基礎情報を収集するとともに、同国側関係者やJICAと支援の方向性等について協議を重ね、さらには、当省において、平成28年3月、法律・司法・国会担当省の中堅幹部4名を日本に招へいして共同研究を実施した。

それらの結果、バングラデシュの法・司法分野では、裁判所における膨大な数の未済事件の滞留が深刻な問題となっており、同国側も日本に対してその改善に向けた支援を強く求めていることや、バングラデシュの法・司法分野では、法律・司法・国会担当省の影響力が強く、効果的な支援をするためには、同省を実施機関とすることが適当であることなどを把握した。

その上で、当省は、平成28年10月、ICCLCとの共催により、アニスル・フロック法律・司法・国会担当大臣⁵ら7名を日本に招へいして共同研修を実施し、同大臣と金田勝年法務大臣（当時）が会談し、ハイレベルにおいて法・司法分野における両国の協力強化を確認した⁶。

- 3 そして、平成29年2月、JICAにおいて、バングラデシュに対する国別研修として3年間にわたり本邦研修等の支援を実施することを決定し、それを受けて、同年7月に当部の伊藤浩之副部長らが、同年9月に当所の佐久間達哉所長らが同国を訪問し、クルスム・ウメイ法務・司法局長⁷らと、本研修の日程、研修員、テーマ等について協議するなどした⁸。

第2 本研修について

1 テーマ

法律・司法・国会担当省側から、裁判未済事件の滞留を改善する一方策として裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution（ADR））の活用を検討しているため、本研修では、ADRの制度、運用を中心として日本の知見を提供してほしい旨の強い要望があったことから、本研修ではADRを主要テーマとした。

また、裁判所の未済事件滞留を改善するためには、訴訟手続において事件を効率的に処理するための事件管理に関する知見も有意義と思料し、法律・司法・国会担当省側の了解を得た上で、民事・刑事事件の事件管理についてもテーマに含めたほか、同省側から、個別の関心事項として、国際商事仲裁・調停⁹及びサイバー犯罪対策¹⁰が挙

⁵ 日本の法務大臣に相当。

⁶ この共同研究の状況については、ICD NEWS 70号162ページを参照されたい。

⁷ 法律・司法・国会担当省における日本との協力関係に関する責任者。

⁸ これらのバングラデシュ訪問状況は、法務省ホームページを参照されたい。

(<http://www.moj.go.jp/content/001230445.pdf>) (<http://www.moj.go.jp/content/001236634.pdf>)

⁹ バングラデシュでは、投資誘致の一環として、経済特区内での紛争解決機関の設置が計画されており、その制度作りに法律・司法・国会担当省も関与しているとのこと。

¹⁰ バングラデシュでは、2016年2月に中央銀行がサイバー攻撃を受け、約8100万ドルの資金が不正送金される事件が発生したことなどを契機に、法・司法分野でもサイバー犯罪対策への関心が一層高まっているとのこと。

げられたため、これらもテーマに含めた。

2 研修員

本研修に参加した研修員は別添研修員名簿のとおりであるが、クルスム・ウメイ局長自らが団長として参加したほか、法律・司法・国会担当省及びその傘下機関である司法行政研修機構¹¹、全国法律扶助機構¹²で勤務する裁判官14名¹³が参加した。

日本側は、本研修の結果をより効果的にバングラデシュの法・司法分野の改善に役立てるためには、組織内で一定の影響力がありかつ今後も一定年数以上組織内に止まる中堅クラスの裁判官を中心に参加してもらうことが有意義と考え、事前にその旨を事実上法律・司法・国会担当省に伝えていたが、同省の人選はかかる考えに適うものと思われた¹⁴。

3 講義等¹⁵

(1) 日本の民事手続

裁判官出身である当部の東尾和幸教官が、「日本の民事手続」と題し、民事手続全体の制度概要、民事事件統計、裁判所の組織・人員等についての講義をした。本講義は、ADRに関する講義に入る前の導入講義的な位置付けであったが、研修員からは、本研修の冒頭で本講義があったことで、その後の講義の内容が理解しやすかった旨の声が聞かれた。



【東尾教官による講義の様子（大阪中之島合同庁舎国際会議室）】

¹¹ 裁判官、政府申立人、検察官、裁判所職員に対する各種研修等を実施する研修機関であり、日本の司法研修所や法務省法務総合研究所に相当。

¹² 貧困層への司法サービスの提供を目的とする組織で、日本の日本司法支援センター（法テラス）に相当。

¹³ 研修員の立場の内訳は、局長級2名、中堅11名、若手2名であった。

¹⁴ 日本側から法律・司法・国会担当省側に対し、最高裁判所も含めた裁判所で現在勤務する裁判官の参加も希望していたが、仄聞する限り同省と最高裁判所の関係は良好とは言い難い模様であり、そのためか、裁判所で現在勤務する裁判官は本研修の研修員に含めなかった。両機関の関係性については、今後バングラデシュへの法制度整備支援を実施していく上で注意を要する事項と思料される。

¹⁵ 日程表は別添のとおりである。

(2) 日本の民事調停

大阪大学大学院高等司法研究科の吉野孝義客員教授¹⁶から、「日本の民事調停」と題して、民事調停の制度概要、歴史、利用状況、調停委員の属性、関連法令の整備状況、利点、問題点等について講義をしていただいた。

バングラデシュのADRにおいても、裁判官のほか民間人も調停人に就いているが、信頼の低さ等が原因で民間人の調停人が十分活用されておらず、そのことが裁判官の負担増大にもつながっているとのことであったため、研修員は、日本の民事調停において、民間人の調停人がその専門性等を活かしつつ重要な役割を担っている点に強い興味を抱いた様子で、その点に関する質問が多く出された。

(3) 日本の訴訟上の和解

吉野教授から、「日本の訴訟上の和解」と題して、訴訟上の和解の制度概要、歴史、運用状況等について講義をしていただいた。

日本の訴訟上の和解は、訴訟手続の進行中に当該訴訟の担当裁判官が関与し、和解が成立すれば当該訴訟手続が終了する手続であり、ADRとは位置づけられていないものの、紛争の実態に適した解決方法を選択できる上、裁判所の負担軽減に資するという点で、実質的にはADR同様の効果を持つ制度であるが、バングラデシュでは同様の制度はないとのことであった。

研修員は、とりわけ当該訴訟の担当裁判官が和解も主導するシステムや、裁判官が和解協議中に一方当事者ずつ面接する個別面接方式について強く興味を持った様子で、それらの点に関する質問が多く出された。



【吉野教授と研修員（大阪中之島合同庁舎国際会議室）】

(4) 日本の調停人養成

中京大学法科大学院の稲葉一人教授¹⁷から、「日本の調停人養成」と題して、調停人養成の重要性や、調停人研修の具体的な実施方法、カリキュラム案、注意点等に

¹⁶ 弁護士、元大阪地方裁判所所長。調停委員を務められているほか、ネパール、ミャンマー、モンゴル等における法制度整備支援に関与されている。

¹⁷ 元裁判官。インドネシア、モンゴル、ネパール等における法制度整備支援にも関与されている。

ついて講義をしていただいた。

研修員も調停人研修の重要性は十分認識していた様子であり、稲葉教授が提示されたロールプレイング等の手法や、具体例や視点が豊富に記載された講義資料に強い興味を示していた。

なお、本講義の講義資料は、バングラデシュで研修教材等として自由に使用してよいものとして稲葉教授からデータが研修員に提供された。



【稲葉教授による講義の様子（国際法務総合センター国際棟国際会議場B）】

(5) 日本の家事調停

当部の東尾教官が、「日本の家事調停」と題して、家事調停の制度概要、関連法令の整備状況、運用状況、利点と問題点等について講義をした。

バングラデシュにも日本の家事調停と類似の制度は存在し、一定程度活用されているとのことであり、両国の制度の異同点等を中心に質疑がなされた。

(6) 日本の民事事件管理

当部の東尾教官が、「日本の民事事件管理」と題して、民事訴訟手続において事件を効率的に処理するための制度、運用上の工夫という観点から、民事訴訟の具体的手続、裁判所における新件の事件登録、配点及び期日指定の方法、争点整理、集中証拠調べ等について講義をした。

バングラデシュにも争点整理及び集中証拠調べの制度は存在するものの、実際にはほとんど活用されていないとのことであったが、研修員は、事件の効率的な処理という見地からは両制度が非常に有益であることを改めて認識した模様であり、バングラデシュでも活用の途を探る旨の発言があった。

(7) 日本の刑事手続

検事出身である当職が、「日本の刑事手続」と題して、捜査段階から判決にいたるまでの刑事手続の流れ、検察庁・警察の組織・人員、刑事手続における検察官の権限・役割、公判前整理手続、集中証拠調べ、裁判員裁判等について講義をした。

バングラデシュの裁判所で滞留している未済事件のおよそ半数は刑事事件であるとのことであったが、研修員からは、刑事分野は民事分野と比べてバングラデシュ・

日本間で制度の違いが大きく、バングラデシュでは、日本の検察官のように起訴や公判活動に関して強い権限、責任を持つ機関が存在せず、多数の事件がスクリーニングされずに正式裁判に流入し、検察官の公判活動にも問題がないとはいえ、それらが未済事件滞留の要因となっている旨の指摘がなされた。

(8) 日本の刑事事件管理

当職が、「日本の刑事事件管理」と題して、刑事訴訟手続において事件を効率的に処理するための制度上・運用上の工夫という観点から、検察官の捜査への関与、公判における裁判所の訴訟指揮権限、三者における事前準備、公判前整理手続、証拠調べにおける書証の活用や集中証拠調べ、自白事件における一回結審・即日判決、重大事件における連日開廷等について講義をした。

研修員は、バングラデシュ・日本間の制度の違いを前提としつつも、とりわけ公判前整理手続と集中証拠調べが積極的に活用されている状況は、バングラデシュでも大いに参考になるものとして特に興味を示していた。

(9) 日本の裁判所の長期未済事件削減の方策、裁判官の配置上の工夫

大谷剛彦元最高裁判所判事から、「日本の裁判所の長期未済事件削減の方策、裁判官の配置上の工夫」と題して、訴訟促進の意義と司法行政の役割、戦後日本の最高裁判所が取り組んできた訴訟促進のための各方策、審議会の役割、裁判官の配置上の工夫等について講話をしていただいた。

研修員も、日本においてもそれほど遠くない過去に長期未済の問題を抱え、種々の方策によりその解消を図ってきたことに対して、強い興味を有している模様であった。



【大谷元最高裁判所判事と研修員（国際法務総合センター国際棟国際会議場B）】

(10) 国際商事仲裁・調停

大貫雅晴元日本商事仲裁協会理事から、「国際商事仲裁・調停」と題して、国際商事仲裁・調停等について、基本概念の整理から昨今のとりわけアジアにおける傾向等を講義していただいた。

本研修前には、各研修員がどの程度国際商事仲裁・調停についての知見を有して

いるのか必ずしも明確ではなかったが、想定以上に知見と関心を有しており、活発な質問がなされていた。

(1 1) 日本のサイバー犯罪の現状と取組み

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課の中出功課長補佐から、「日本のサイバー犯罪の現状と取組み」と題して、サイバー犯罪の定義、事件統計、捜査態様、昨今のサイバー犯罪の態様、サイバー犯罪対策等について講義をしていただいた。

研修員は、とりわけ警察庁が民間組織と協力してサイバー犯罪対策を行っている点に興味を持ったようで、その点等について活発な質問がなされていた。

3 訪問

(1) 公益社団法人民間総合調停センター

大阪市内の公益社団法人民間総合調停センターを訪問し、調停室等の施設を見学するとともに、比嘉廉丈理事長、黒田愛運営委員ら同センター幹部から、同センターの組織、運営状況、申立受理件数等について説明を受けた。また、バングラデシュでは発生する紛争の多くが土地関係とのことであったため、土地家屋調査士の西田寛運営委員から、土地境界紛争を例に挙げて、同センターにおける専門調停の進め方を説明していただいた。

研修員は、同センターが民間により運営されている点や、多くの民間人の専門家がそれぞれの専門性を活かして仲裁人等として尽力している点に強い興味を持った模様であった。



【民間総合調停センター比嘉理事長から説明を受けている様子】

(2) 東京地方裁判所

東京地方裁判所を訪問し、法廷、調停室、調停人打合せ室、裁判官室等の施設を見学するとともに、同裁判所職員から、同裁判所の民事事件係の事務（事件の受付及び分配等）について説明を受けた。

研修員は、裁判所が事件受理時に各事件に事件番号を付し、以降その事件番号で事件が統一的に管理している状況を実際に見て強い興味を持ち、将来的にはバングラデシュでも同様のシステムを導入すべきである旨の発言があった。

(3) 最高裁判所

最高裁判所を訪問し、大法廷等の施設を見学するとともに、中川正隆参事官から、最高裁判所の組織、業務等の概要について説明を受けたが、研修員は、実際に最高裁判所まで来てそのような説明を受けられたことを非常に喜ぶとともに、その建物自体にも強い印象を持った様子で、設計者を尋ねるなどしていた。

4 研修員発表

(1) 吉野教授に同席いただき、研修員から以下の発表を受けた。

(2) ADRの現状及び問題点

研修員の発表によると、バングラデシュでは、米国カリフォルニア州の制度を参考に2000年にADRが正式に導入され、2004年の民事訴訟法改正により、民事訴訟の裁判官に対し、全ての事件で当事者に調停での解決を促すことが義務付けられるなどしたほか、労働法、関税法等の特別法でもADRに関する規定がなされており、ADR関連の法整備は一応なされているものの、施設不足、弁護士の非協力、調停人の能力不足、ADRへの不信感、裁判所内でのADR軽視の姿勢等が要因となり、ADRが積極的に活用されてはいないとのことであった。

そして、その改善策として、法律・司法・国会担当省傘下にADRに関する国家的な責任主体として国家ADRセンターを創設することや、全国法律扶助機構の施設、法律扶助官を活用するなどして全国64州にADR事務所を設置することや、ADRのみを行う個別裁判所を設置することや、裁判官のADRに関する能力向上を図ることなどを検討しているとのことであった。

(3) 裁判所の未済事件滞留の状況、原因

研修員の発表によると、2016年12月末時点における裁判所の未済事件は、合計315万6878件(①最高裁判所上訴部¹⁸1万3672件、②最高裁判所高等裁判部¹⁹42万4994件、③下級裁判所271万8212件)であり、毎年新受事件数が処理事件数を上回っている²⁰ため、状況は年々悪化しているとのことである。

裁判所に多数の未済事件が滞留する要因としては、人口増加・社会構造変化に伴う裁判事件の増加²¹、裁判官に対する研修不足、総合的な事件管理戦略・方針の欠如、法定期限の不遵守、弁護人の非協力姿勢、国家の土地管理機能の不十分さ、裁判所施設・設備・システムの不十分さ、関係機関との連携不十分、検事の証人出廷確保の不十分さなどが挙げられるとのことである。

そして、その改善策として、ADRの積極活用、訴訟手続の整備(書類提出期限

¹⁸ 三審制の最終審であり、日本の最高裁判所に相当。

¹⁹ 三審制の二審であり、日本の高等裁判所に相当。

²⁰ 2016年は、新受事件が140万5002件(①最高裁判所上訴部9945件、②最高裁判所高裁判部7万647件、③下級裁判所132万4410件)で、処理事件が133万3563件(①最高裁判所上訴部9634件、最高裁判所高裁判部3万9878件、③下級裁判所128万4051件)であり、未済事件の増加は7万1439件である。

²¹ 20年前と比べると約3倍とのこと、

の厳格化，有罪答弁・司法取引の創設，期日指定・延期に関する裁判所の裁量の縮小，不適正な提訴・訴訟活動に対する費用徴収），裁判所の組織的な係属事件管理の強化，研修による裁判官の能力向上，司法行政研修機関の研修能力強化，判決ひな形の作成等が検討されているとのことであった。



【研修員発表の様子（大阪中之島合同庁舎会議室）】

5 総括意見交換

研修員と稲葉教授，小松健太 JICA 国際協力専門員及び当部教官との間で総括意見交換を実施した。

研修員からは，本研修においては様々なことを学んだが，とりわけ，バングラデシュにも迅速な裁判を行うことを目的とした法令，制度は存在しているものの，日本と異なり，それらが積極的に活用できていなかったことを改めて認識するができ，また，裁判所の未済事件滞留の問題を解消するためには，訴訟手続における事件管理と，ADR の積極的活用が重要であることを改めて認識した旨の発言があった。また，本研修を経て改めて認識したバングラデシュの法制度等における具体的な問題点，改善点としては，訴訟において口頭弁論開始後に当事者が容易に主張を変更しうる点や，裁判所の訴訟行為に対して判決前に控訴できる点や，公判前整理手続がほとんど活用されていない点や，弁護士が迅速な裁判への協力姿勢の不足，能力のある調停人が不足している点や，ADR に対する社会の理解不足，裁判官への研修不足等が挙げられた。

一方，小松専門員からは，いわゆるロジックツリーを使って問題分析をする手法を紹介するとともに，小松専門員が試験的に作成したバングラデシュの未済事件滞留等の問題点に関するロジックツリーを基に研修員と議論した。

さらに，研修員はバングラデシュに帰国後，本研修に関する報告書を作成するとのことであったため，当職らは研修員に対し，その報告書の共有を依頼するとともに，テレビ電話会議システムを使って，報告書を踏まえた本研修の総括と，来年度以降の活動内容の協議を行うことを提案し，いずれも了承を得た。

6 まとめ

本研修はバングラデシュに対する法・司法分野での初めての本邦研修ということも

あつてか、バングラデシュ側の期待は大きく、研修員もいずれも非常に熱心に取り組んでいた。

本研修に関するカリキュラムについては、来年度以降はバングラデシュ側の具体的なニーズを踏まえつつ絞り込んでいくことを念頭に、まずはある程度幅広く構成したが、研修員からは肯定的な評価を得た。

来年度、差来年度の本邦研修及び現地セミナーの具体的内容については、今後、研修員作成の本研修に関する報告書等を踏まえつつ、テレビ電話会議や出張を通じて更に法律・司法・国会担当省側と協議して決める必要はあるが、本研修等を通じて把握したバングラデシュ側のニーズと、日本側が提供できるリソースや、本邦研修及び現地セミナーを実施できる回数の制約等を考慮すると、最初に調停人になる裁判官及び民間人に対する研修に関する支援や、司法行政研修機構の能力強化に向けた支援が有益であると思われた。

最後に、本研修の実施に多大な協力をいただいた各講師の皆様、暖かく研修員を受け入れてくださった訪問先関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。本研修がバングラデシュに対する法制度整備支援の第一歩として有意義なものとなったことを祈りたい。

第1回 Bangladesh 法整備支援研修

1	クルスム・ウメイ
	Ms. KULSUM Ummey 法律・司法・国会担当省法務・司法局長 Joint Secretary, Law and Justice Division, Ministry of Law, Justice & Parliamentary Affairs
2	キブリア・ゴラム
	Mr. KIBRIA Md golam 司法行政研修機構研修部長 Director, Judicial Administration Training Institute
3	カビア・シャイク・フマユン
	Mr. KABIR Shaikh Humayun 法律・司法・国会担当省法務・司法局審議官 Deputy Secretary, Law and Justice Division, Ministry of Law, Justice & Parliamentary Affairs
4	イムティアズ・モハンマド・モーシェド
	Mr. IMTIAZ Mohammad Morshed 法律・司法・国会担当省法務・司法局副法務官 Deputy Solicitor, Law and Justice Division, Ministry of Law, Justice & Parliamentary Affairs
5	カデア・ファイサル・アティク・ビン
	Mr. KADER Faisal Atiq Bin 法律・司法・国会担当省法務・司法局上席補佐官 Senior Assistant Secretary, Law and Justice Division, Ministry of Law, Justice & Parliamentary Affairs
6	ビュヤン・ムハンマド・タレク・モイヌル・イスラム
	Mr. BHUIYAN Muhammad Tareq Moinul Islam 法律・司法・国会担当省法務・司法局上席補佐官 Senior Assistant Secretary, Law and Justice Division, Ministry of Law, Justice & Parliamentary Affairs
7	カリム・レザウル
	Mr. KARIM Md Rezaul 法律・司法・国会担当省法務・司法局上席補佐官 Senior Assistant Secretary, Law and Justice Division, Ministry of Law, Justice & Parliamentary Affairs
8	イスラム・アル・アサド・マハムデュル
	Mr. ISLAM Al Asad Md Mahmudul 司法行政研修機構研修副部長 Assistant Director, Judicial Administration Training Institute
9	ハサン・トイェブル
	Mr. HASAN Toyebul 法律・司法・国会担当省法務・司法局上席補佐官 Senior Assistant Secretary, Law and Justice Division, Ministry of Law, Justice & Parliamentary Affairs
10	ハビブ・カジ・ヤシン
	Mr. HABIB Kazi Yasin 全国法律扶助機構部長補佐(上席判事補) Assistant Director(Senior Assistant Judge), National Legal Aid Services Organization
11	レザ・サリム
	Mr. REZA Md Salim 全国法律扶助機構地方法律扶助官(上席判事補) District Legal Aid Officer(Senior Assistant Judge), National Legal Aid Services Organization
12	チャクラボルティ・シュブラ
	Ms. CHAKRABORTY Shuvra 全国法律扶助機構地方法律扶助官(上席判事補) District Legal Aid Officer(Senior Assistant Judge), National Legal Aid Services Organization
13	スルタナ・レズミン
	Ms. SULTANA Rezmin 主任大都市マジストレイト・ダッカ裁判所 特別大都市マジストレイト Special Metropolitan Magistrate, Chief Metropolitan Magistrate Court, Dhaka;
14	シュクナラ・ミスカト
	Ms. SHUKRANA Miskat ディナジプル地方裁判所判事補(法律扶助官) Assistant Judge/Legal Aid officer, District judge Court, Dinajpur District
15	ジャハン・ローシャン
	Ms. JAHAN Rawshan 全国法律扶助機構地方法律扶助官(判事補) District Legal Aid Officer(Assistant Judge), National Legal Aid Services Organization

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 石田正範 (ISHIDA Masanori), 東尾和幸 (HIGASHIO Kazuyuki)

主任国際協力専門官 / Senior Administrative staff 三浦寛史 (MIURA Hiroshi)